

総合交流センターへの移行に向けて
町中央公民館の利用が4月から変わります

教育課 ☎ 22-0517

錦江町総合交流センター建設に伴い、中央公民館の利用を下記のスケジュールで計画しています。



▶ 体育館の利用は
4月26日まで

- 下記の体育館をご利用ください
- 町内各小中学校
 - 町内各学習センター (旧中学校)
 - 田代開発センター



▶ 調理室の利用は
4月26日まで

- 下記の調理室をご利用ください
- 錦江町保健センター
 - 田代保健福祉センター
 - 神川地区公民館



▶ 各会議室・和室の利用は
5月17日まで

- 下記の会議室をご利用ください
- 神川地区公民館
 - 町文化センター
 - 田代保健福祉センター

町総合交流センターの予約・利用開始時期は後日お知らせします

※ 6月以降は全室利用できません (町総合交流センターの予約・利用を開始)

空き家バンクに登録しませんか
空き家のリフォーム費・家財撤去費を補助します

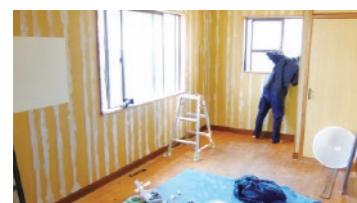
政策企画課 ☎ 22-3032

空き家バンクに登録すると、リフォーム費用や家財の撤去費用に対して補助金制度があります。

空き家バンクに登録できる物件

- ▶ 合併浄化槽が下水に接続されていること
- ▶ 普通自動車が駐車できるスペースがあること
- ▶ 空き家になって1年以上経過していること

▶ 空き家リフォーム補助金



工事費の **50%**
上限額 **60万円**

- ▶ 空き家バンクに登録している
- ▶ 工事費 20万円以上の工事
- ▶ 施工業者が町内業者である
- ▶ 町税等の未納がない
- ▶ 補助金の上限は 60万円

▶ 家財の撤去補助金



撤去費 **全額** 補助
上限額 **10万円**

- ▶ 空き家バンクに登録している
- ▶ 撤去費が 5,000円以上
- ▶ 町税等の未納がない
- ▶ 補助金の上限は 10万円
- ▶ リフォームと家財撤去の補助金合計は 60万円を限度とする

公平で適正な評価及び課税を目指すため
町内全域で家屋全棟調査を実施します

住民税務課 ☎ 22-3037

公平で適正な評価や課税を目的に「家屋全棟調査」の実地調査が5月上旬から始まります。町内にある全家屋の実態を正確に把握することで、固定資産税が課税されている家屋と、未調査や増築、改築などの課税漏れがある家屋を確認します。

家屋全棟の **実地調査** は
※二次調査
5月上旬から始まります

▶ 実地調査 (二次調査)

町が委託した調査員が、町内にある全家屋の現地確認を行い、必要に応じて敷地内に立ち入って調査します。建築年度など必要事項の聞き取りや家屋外周の計測などを行う場合があります。

- ▶ 航空写真などで現況の建物と家屋課税台帳の記載内容が一致しているか確認する一次調査は、2018年度に終了しています。
- ▶ 家屋全棟調査は2018年度から2020年度までの3年間で実施予定です。調査結果は2021年の固定資産税への反映を予定しています。
- ▶ 近年の新築家屋については、別途お伺いし、詳細な調査をします。

必要に応じて **敷地内** に
立ち入って 調査します



※イメージ

聞き取り・計測の実施

調査のため、建築年度など必要事項を確認する場合があります。必要に応じて外周計測なども行います。

全棟調査の対象家屋

全棟調査の対象となる家屋は、以下の条件をすべて満たしている家屋です。

基礎があるか

土地に定着して建造されているもの。(基礎があり、容易に移動できないもの)



3方向壁があるか

屋根及び壁などを有するもの。(3方向以上を囲まれているもの)



使用できる状態か

目的用途のために使用できる状態である。(居住、事務所、作業場、小屋・車庫等)



5月から全棟調査
始まります!

▶ 調査委託業者

株式会社 パスコ鹿児島支店

委託を受けた調査員は調査員証と腕章を付けています。

錦江町固定資産税家屋全棟調査業務委託
家屋調査員
錦江町 住民税務課 22-3037



※イメージ

調査員の **なりすまし** に要注意!

調査員がその場で、**調査費用や税金等の徴収**を行うことは**ありません**。
家屋の**耐震診断**や**リフォーム**、**商品を勧める**など、調査の目的以外のお願いをすることは**決してありません**。



税金も預かるうかい? 調査費ください。